資料３

令和４年度第１回千葉市市民自治推進会議における意見への対応状況

１　令和３年度千葉市市民自治推進の実施状況（案）について

（１）目指すべき方向性、評価について

・市として目指すべき姿を検討してはどうか。
・区分ごとに目指すべき方向性やその考え方を示すべきではないか。
・市民自治の推進に関する指標を、定量・定性の面で作成してはどうか。
・市民自治によるまちづくり条例の認知が向上することや、条例の影響によって地域活動に参加したいと思う人が増えたのかどうか、このような評価がよいかもしれない。

→ 条例では、目指すべき姿を「わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取組み」「次の世代のために、『将来に引き継ぎたいと思えるまち』を実現する」ことと定めている。

今後はこれを踏まえた目標となる指標を設定した上で取組みを進めることとし、条例で毎年策定が義務付けられている「市民自治推進の実施状況」により、本市の取組みについて全体的な評価を行う。

評価の方法や指標について、次回の市民自治推進会議にて素案をお示しし、ご意見を伺う。

（２）市民アンケートについて

・市民自治の取組みに関する市民アンケートを実施できるとよいのではないか。

→ 市民自治によるまちづくり条例の市民への浸透度について、確認・評価する必要性は認識している。これらを把握していくための具体的な方法（WEBアンケートを活用するなど）やアンケート項目については、皆様のご意見も伺いながら進める。

（３）公募委員を含む附属機関について

・公募委員の枠があるものの不在となっている附属機関について、市民自治推進の実施状況に掲載しないこととするのではなく、補足説明などを付けて記載するべきではないか。

→ 令和4年度市民自治推進の実施状況から、開催された附属機関が公募委員の枠を設けている場合には、公募委員不在で年度内に公募予定がない場合でも掲載する。

（４）外国人アンケートについて

・質問内容の変更や外国人コミュニティの有効活用など、回答率の向上に向けて対策の検討を行っていただきたい。

→ 【国際交流課】

今回のアンケート調査にあたっては、市政だよりや SNS、日本語専門学校等を通じた情報発信を行ってきたところだが、次回外国人市民アンケートを実施する際は、周知方法のさらなる検討を行い、回答率の向上を図る。

・ホームページに公開されている回答結果が日本語のみだが、アンケートを実施した言語と対比させ、多言語で公表すべきである。

→【国際交流課】

今後、日本語以外の言語でも公表する予定である。

（５）都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）みちづくり協議会について

・対面・オンラインのいずれでも参加できるようにとの回答だが、感染症の影響もあるが、可能な限り対面で開催したほうが、市民自治の推進に繋がるのではないか。

→【街路建設課】

当課としても極力対面開催の方が協議会委員から積極的で忌憚のない意見を頂戴でき、市民自治の推進にも繋がると考えているが、令和3年度については、感染症対策の点から止むを得ず3会場に分けたオンライン開催とした。

令和4年度は、1回目の協議会を対面開催としたところ、「顔を合わせた方が意見を言いやすい」「感染症対策も十分やってもらっているので、今後は対面で問題ないのではないか。」等の意見をいただいたため、新型コロナウイルスの動向も注視しつつ、2回実施のうち2回とも対面開催とした。

本協議会は、「協議会委員のみなさまからの意見を伺いながら、より良いみちづくりを目指す」ことを目的としているため、住民相互の理解が欠如することのないよう、最適な開催手法で行っていきたいと考えている。

２　地域コミュニティの維持・強化に向けた担い手の確保について

（１）町内自治会への加入促進について

・若い子育て世代の地域活動を促進するため、子育てサロンなどのイベントの中で町内自治会加入のメリットを紹介できるとよいのではないか。

→　令和4年度に現役世代の加入促進に向けたワークショップを開催し、いただいた提案を町内自治会に周知するとともに、令和5年度に提案内容を具体化するための検討を進めることとしている。また、働きながら活動に参加しやすい環境づくりを支援するため、町内自治会のデジタル化を推進するほか、ご提案の内容も参考に、加入促進に向けた取組みを進める。

（２）地域活動に対する市の支援について

・市民の市民自治の意識を醸成するためにも、市の職員が地域の現場に入り込み、実際に動くなど、外部からの介入やサポートが必要ではないだろうか。

→　将来にわたって地域活動が持続可能なものとなるよう、令和5年度から地域と顔の見える関係づくりを進め、地域の実情に合った支援を行うため、市内の概ね中学校区を単位とするすべての地区に、各区役所の職員を「地域担当職員」として配置する。

また、交流会の開催や、地域活動を行う様々な主体同士をつなげることにより、多様な主体間の協力・連携を促進し、地域活動を積極的に支援する。

（３）地域活動の活動把握・情報発信について

・担い手不足の解消に向けて、地域活動の具体的な活動状況を発信する必要があると考えている。

→　地域活動の周知は、担い手を確保するために重要な取組みであると考えており、町内自治会のデジタル化を推進するための出前講座の中で、町内自治会が情報発信する方法も含めて検討するほか、市民活動支援センター広報誌等でNPO団体の活動紹介を行うなどの支援に取り組む。

（４）市民自治の啓発について

・若年層の担い手確保を図るためには、市民自治の取組みを着実に実行することが大切。それにより市の職員や市民の市民自治によるまちづくり条例の趣旨に対する理解が進み、さらに民主的な手続きによる市民自治が進んでいくのではないだろうか。

→　ボランティア活動や地域活動を通じ、条例に対する理解を広めていきたいと考えており、様々な手法を用いてまちづくりへの関心を高めていくとともに、条例の理念や考え方についても普及啓発を進めていきたい。

職員については、業務を進める上で条例に対する理解は極めて重要であると考えており、階層別研修だけでなく、全職員を対象として受講状況が確認可能な庁内システムを活用したオンライン研修の導入なども進め、意識啓発を図っていく。

（５）地域運営委員会の体制の見直しについて

・地域運営委員会の設立促進は重要だが、設立だけでは不十分。地域運営委員会をベースに、既存の自治会・町内会の枠組みとは異なる形で、地域の運営単位の見直しを行う必要があるのでは。

→ 地域運営員会制度の設立促進を図るため、制度の見直しを進めるほか、多様な主体の連携を促進するため、交流会などの開催を積み重ねることで区役所を中心とした「地域支援プラットフォーム」を構築し、地域の実情に応じた活動が継続できるよう支援する。